

# 富士見市議会政務活動費の交付に関する条例

令和4年12月27日

条例第29号

富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）第5条第1項及び第2項に規定する会派をいう。以下同じ。）及び会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派及び無会派議員に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 政務活動費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 会派に対する政務活動費 各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数（議員の任期満了による一般選挙後の最初の議会が開催される月については、議長に結成を届け出た会派の所属議員数）に月額2万円を乗じて得た額
- (2) 無会派議員に対する政務活動費 基準日に在職する無会派議員1人当たり月額2万円

2 政務活動費は、年度ごとに交付するものとし、4月30日までに、当該年度に属する月数分を交付する。

3 年度の途中において会派が新たに結成された場合は、その結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）以後の月数分の政務活動費を交付する。

4 年度の途中において議員が無会派議員となった場合は、その無会派議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）以後の月数分の政務活動費を交付する。

（会派に係る届出）

第4条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び経理責任者を定め、当該会派の代表者は、議長の定める会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した会派結成届の内容に異動が生じたときは、当該会派の代表者は、速やかに議長の定める会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに議長の定める会派解散届を議長に提出しなければならない。

（会派の所属議員数の異動に伴う調整）

第5条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数の異動により既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回る場合は、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、当該下回る額を追加して交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数の異動により既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、当該会派は当該上回る額を市長に返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとし、市政に関する調査研究のため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会派の経

理責任者であった者又は無会派議員（無会派議員が死亡した場合にあっては、当該無会派議員の相続人）は、当該各号に定める事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

- (1) 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき。
- (2) 政務活動費の交付を受けた無会派議員が会派に所属したとき。
- (3) 政務活動費の交付を受けた無会派議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなったとき。
- (4) 議会が解散したとき。

4 前3項の収支報告書を提出するときは、領収書その他の支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。

（政務活動費の返還等）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、その残余の額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合は、当該会派は、解散の日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）以後の月数分の政務活動費を市長に返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた無会派議員が年度の途中において会派の所属議員になった場合は、当該所属議員は、当該所属議員になった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月。以下この項において「異動月」という。）の末日までに、異動月以後の月数分の政務活動費を市長に返還しなければならない。

4 政務活動費の交付を受けた無会派議員が年度の途中において辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）以後の月数分の政務活動費を市長に返還しなければならない。

5 年度の途中において議会の解散があった場合は、その解散の日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）以後の月数分の政務活動費を市長に返還しなければならない。

6 会派及び無会派議員が交付を受けた政務活動費を預金し、又は貯金したことによ

り生じた利子は市に帰属するものとし、会派及び無会派議員は、その年度において受けた利子の総額を市に納付しなければならない。

(収支報告書及び領収書等の保存)

第9条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富士見市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の富士見市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派及び無会派議員が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等）
調査旅費	会派及び無会派議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
資料作成費	会派及び無会派議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料等）
資料購入費	会派及び無会派議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	会派及び無会派議員の調査研究活動、議会活動、市の政策等について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広 聴 費	会派及び無会派議員が市政又は会派及び無会派議員の政策等に対する市民からの要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人 件 費	会派及び無会派議員が行う調査研究活動を補助する者を臨時雇用する経費
事 務 費	会派及び無会派議員が行う調査研究その他の活動に係る事務の遂行に要する経費（事務用品及び備品購入費、事務機器リース料等）